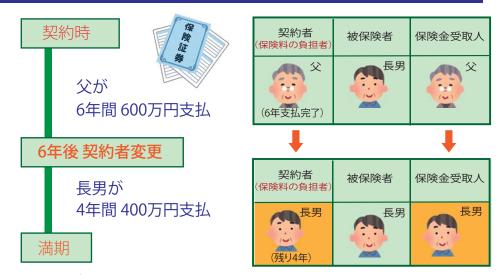
# 生命保険金に関する支払調書(改正後)

8月号は、平成30年1月1日以降改正された法定調書のうち、相続発生時の異動調書をご紹介しました。 今月号では、「一時金の支払調書に関する生前に名義変更した場合の記載事項の追加」について掲載します。

#### 

#### 検 証

養老保険に加入(10年払い。年間保険料100万円。満期保険金1,000万円)



長男が満期保険金 1,000万円を受け取る

改正前の「生命保険契約等の一時金の支払調書」では、保険契約者(長男)、保険金受取人(長男) となり、税務署が把握する情報は、「長男が保険料を全て支払い、長男が満期保険金を受取った」 となります。しかし、実態は6年分の支払いに相当する600万円は父から長男への贈与となります。

記載事項の追加により、直前の契約者変更や保険金支払時における契約者(今回は長男)が 支払った保険料の金額を税務署が把握できるため、満期保険金の一部につき、父から長男への 贈与があったとして贈与税が課税されることになります。



上記事例のような生前に名義変更をした場合、満期保険金や解約返戻金の 贈与税の申告漏れに留意しましょう。

(税理士法人レディング 代表税理士 木下勇人)



差出人

LNET

₹550-0004 UTUBO HONMACHI 1-10-24

還付先

LNET 係 (アーバン・スペース株式会社内) 〒463-0024 名古屋市守山区脇田町 303

### 





# 不動産相続の相談窓口

# 相続勉強会 Q&A

Q.遺産分割協議とは何ですか?

A.遺産分割協議とは、相続人全員で遺産の分け方を決める話し合いのことです。

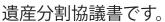
遺言書がある場合、原則、遺言書に書かれた内容に従い受遺者または遺産を「相続させる」と指定された相続人が遺産を相続することになります。

遺言書がない場合、被相続人の財産は、死亡した瞬間に法定相続人全員が法定相続分の割合で共有により取得した、と法的にはみなされます。

その分け方を決めるのが、遺産分割協議です。もし、遺産分割協議(話し合い)がまとまらなかったり、話し合いをせず放置している状態が続くと、相続税の申告期限が過ぎてしまったり、 そのうちに相続人自身が亡くなり、相続が複雑になる場合もあります。

相続人が亡くなった場合は、相続人としての地位はさらにその相続人に承継されます。

一般には、当事者が増えると話し合いも複雑化しますので放置せず早期に遺産分割協議を行い、合意を成立させることが重要です。合意が成立した際に作成するのが







## オンライン相談・ご来店相談 ご予約受付中

新型コロナウィルスへの対応について、当社ではお客様への感染予防の対策としまして オンライン相談や完全予約制の個別相談を承っております。

資産分割協議書

※このようなお手紙がご不要の場合は、お手数ですが下記までご連絡ください



<u>♥ひよこ±地活用</u>



〒463-0024 名古屋市守山区脇田町 303 アーバン・スペース株式会社 ☎052-737-1458